

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年規則第13号） 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（認定申請）</p> <p>第9条 （第1項省略）</p> <p>2 法第3条第1項第4号、政令（第131条の2第2項及び第3項、<u>第137条の12第6項及び第7項並びに第137条の16第2号の規定を除く。</u>）又は条例第56条の2第5項の規定により認定を受けようとする者は、第6号様式の認定申請書の正本及び副本に、それぞれ認定を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>（第3項及び第4項省略）</p>	<p>（認定申請）</p> <p>第9条 （第1項省略）</p> <p>2 法第3条第1項第4号、政令（第131条の2第2項及び第3項、<u>第137条の12第11項及び第12項</u>並びに第137条の16第2号の規定を除く。）又は条例第56条の2第5項の規定により認定を受けようとする者は、第6号様式の認定申請書の正本及び副本に、それぞれ認定を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>（第3項及び第4項省略）</p>